



Vol.21

令和4年10月発行

烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉淵町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 榛 輝

森だより



プロセッサで枝を払い、尺を測って玉切る

ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

令和四年六月二十三日開催 第二十一回総代会挨拶

代表理事組合長

市川 平治



本日は、高崎市長富岡賢治様、県西部環境森林事務所長剣持則之様を始め、ご来賓多数のご臨席を賜り、烏川流域森林組合第二十一回通常総代会を開催できますことを本当に嬉しく思います。

多少の落ち着きは見られるものの、まだまだ猛威を振るうコロナ禍の中、万全の対策をとりつつ、こうしてご来場くださったご来賓、総代各位を始め関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

ご承知のとおり二年間のプランクを挟んでの対面開催でありますが、その間、関係各位のご指導ご協力を頂き、ほぼ順調に組合の運営を進めてこられたことを先ずもってご報告申し上げます。

特に、林産事業においては高崎市当局の厚いご支援により、高性能機械の導入をすすめ、年間一万mの目標達成までもう一步のところまで生産を伸ばすことが出来ました。

高崎市当局のご理解に改めて感謝申し上げます。

さて、令和三年度における組合の事業内容につきましては、総会議案のなかで詳しくご報告致しますが、一、二件、私からご説明申し上げてご理解を頂きたい事案がございます。

先ず第一点は、出資金に対する配当を実施し、配当金によって増資をさせて頂きたいというものでございます。

今期も事業的には、対前年比一一・五・九%の増収となりましたが、その一方、組合員は十二名減の一、七九六名と、ついに一八〇〇名を割り込みました。

そのような中で、いかに組合員意識を高め、組合事業に関心を持って頂くかは、大きな課題であります。

その対策として、組合員さんへの積極的な働きかけが重要であることは当然ですが、今、たとえ僅かでも配当を実施することにより、組合活動への関心を高めて頂くことも有効な方策であらうと考える次第です。

さらに、配当を出資金に振り替えて頂ければ、経営基盤の充実につながる利点も考えられます。

この件につきましては、県林業振興課や県森林組合連合会のご指導を仰ぎながら、検討を進めて参りました。総代の皆様には、是非ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

また、議案第十二号では、森林組合系統運動方針に沿った、二〇三〇年度までの『烏川流域森林組合長期ビジョン』をご審議いただきます。

この長期ビジョン策定にあたっては、職業として誇りの持てる林業、職場として遣り甲斐のある森林組合の在り方、そして、森林行政と協調して組合活動の成果を如何に組合員に還元できるかを、若手職員の意見も活かしつつ議論して参りました。

このビジョンの具現化につきましても、関係各位の今後の見守りと、ご指導を宜しくお願い申し上げます。

結びに、森林の育成・保護・森林資源の活用という、私共に課せられた使命の大きさを改めて認識し、さらなる努力を重ねることをお誓い申し上げて、第二十一回総代会開会のご挨拶とさせていただきます。

第二十一回 通常総代会開催

榛名文化会館
令和四年六月二十三日

総代会提出議案

- 第一号議案
令和三年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認について
- 第二号議案
令和四年度事業計画書承認について
- 第三号議案
経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定について
- 第四号議案
造林補助金取扱い手数料率決定について
- 第五号議案
一組合員に対する債務保証の最高限度決定について
- 第六号議案
借入金 の最高限度額決定について
- 第七号議案
役員報酬決定について
- 第八号議案
余剰金の預け入れ先金融機関決定について



※全ての議案について、原案のとおり可決・承認されました。

- 第九号議案
森林組合理約の一部改正承認について
- 第十号議案
出資金規約の制定承認について
- 第十一号議案
増資について
- 第十二号議案
森林組合系統運動方針（案）承認について
- 第十三号議案
組合員除名について
- 付帯決議

令和3年度 決算の概要

1. 組合員及び出資金

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,796	509,093	50,909,300

2. 貸借対照表

資 産		負債・純資産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	271,476,313	流 動 負 債	52,097,185
固 定 資 産	32,267,326	固 定 負 債	15,912,612
		出 資 金	50,909,300
		利 益 剰 余 金	181,153,774
		資 本 準 備 金	3,670,768
資 産 合 計	303,743,639	負 債・純 資 産 合 計	303,743,639

3. 損益計算書

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
事 業 総 利 益	111,066,467	法 定 準 備 金	4,800,000
事 業 利 益	31,021,888	任 意 積 立 金	14,000,000
経 常 利 益	31,075,888	出 資 配 当 金	3,563,651
特 別 損 益	△ 16,132	次 期 繰 越 剰 余 金	18,508,146
税 引 前 当 期 純 利 益	31,059,756		
当 期 剰 余 金	23,703,656		
前 期 繰 越 剰 余 金	17,168,141		
当 期 未 処 分 剰 余 金	40,871,797		

4. 剰余金処分案



森林組合綱領唱和

出席いただいた来賓の皆様

西部環境森林事務所長
剣持 則之 様
 群馬県森林組合連合会
 会 長 **八木原勇治 様**
 専 務 **鈴木 元 様**
 高崎市長 **富岡 賢治 様**
 高崎市議会議長 **根岸 赴夫 様**
 高崎市議会市民経済常任委員会
 委員長 **長壁 真樹 様**
 群馬県議会議員 **岸 善一郎 様**
 群馬県議会議員 **松本 基志 様**
 群馬県議会議員 **追川 徳信 様**
 群馬県議会議員 **鈴木 敦子 様**
 森林研究・整備機構森林整備センター
 前橋水源林整備事務所長 **菅原 教夫 様**
 高崎市農政部長 **只石恵一郎 様**
 高崎市農林課長 **原田 修樹 様**
 高崎地区素材生産組合
 組合長 **内山右之助 様**

出資配当を実施します

ここ数年、組合員の皆さまのご協力や効率的な組合運営により、毎年度に一定額以上の剰余金を計上しています。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、平成13年の組合発足以来初となる出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月23日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

出資配当金の計算（例）

出資口数（1口100円）が30口の組合員の場合

種 別	金 額	計 算 式
①出資金	3,000円	30口×100円
②出資配当金	210円	①×7%
③源泉徴収税額	42円	②×20.42%
④差引出資配当金	168円	②－③
⑤出資金へ増資額	100円	1口100円の倍数の金額
⑥出資預り金	68円	④－⑤
⑦増資後出資金残高	3,100円	①＋⑥ 出資口数31口

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、後日書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日（6月23日）から6か月以内（12月22日まで）に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。



そこで組合では、危険周知のための情報伝達を確実に、現場内の職員の情報共有を進めるため、国の補助制度を活用し、全職員に無線機を配備しました。

そのため、「今から木を倒すぞ」など、周囲の職員への情報伝達は、各自のヘルメットに取りつけた呼び（笛）で行ってきましたが、言葉による情報と比べ具本性に欠けるという欠点がありました。

職員が山中でチェーンソーや刈払い機、大きな林業機械を使って作業を行う際、それらの機械の発する音で、音声による周囲からの情報は遮断されてしまいます。

林業は他の産業と比べ労働災害の発生率が高く、本組合では事故を未然に防止するため、毎日のミーティングをはじめ、安全教育、装備の充実などさまざまな対策を実施しています。

**安全確保のため
無線機を
全職員に配備**

事務局情報

(機構改革・昇任)

☆機構改革

(令和4年4月1日付け)

技術部門を「森林経営課」に一本化

本組合では技術部門の業務を、「事業課」、「企画課」、「集約化担当」の二課一担当で担ってきましました。しかし、組合業務は年々複雑化しており、これに対応するには情報共有と機動力の強化が欠かせないため、二課一担当を「森林経営課」に統合するものです。

☆職員昇任

(令和4年4月1日付け)

森林経営課 主任

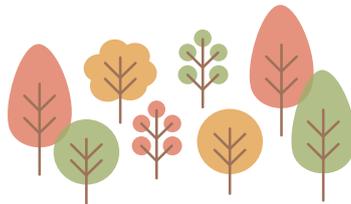
高橋 哲平

技術系 主任

石井 宏一郎

森林整備課 係長

塚越 忠勝



山林についてのお困りごとはお気軽に相談ください



組合員の皆さんの、所有林に関するお困りごとに職員が対応します。お気軽にご相談ください。

- ・所有している山林の場所、境界、樹種などがわからない
- ・伐採や施業（手入れ）をしたいが、どのように進めていいのかわからない
- ・所有している山林を手放したいなど

ご相談は、直接ご来所いただくか（電話で事前予約が必要）、メール、ファクス、電話で

メール：info@karasu-mori.jp
ファクス：027-378-2305
電話：027-378-2030

ホームページをリニューアル

しました

新鮮な情報を皆さんにお届け

本組合の初代ホームページは、平成二十八年に職員の手づくりにより開設され、以来、便利なツールとして、多くの皆さんに活用していただきました。

その後、時の流れとともに、ホームページに求められる機能が増してきたため、組合員サービス向上の一環として、リニューアルすることになったもの。

新たなホームページは、本年四月十二日にオープンすることができました。これまでのホームページに比べ、より多くの情報を皆さんにお届けすることができます。

新ホームページの主な特徴

- ・組合の理念、沿革、組織、保有林業機械、各課の業務などを詳細に紹介
- ・機械貸出申請がホームページから可能に
- ・立木証明、伐採許可申請等の様式を掲載
- ・林業用語の解説を掲載
- ・広報誌「森だより」の創刊号からすべての閲覧が可能

新しいホームページは、スマホにも対応しています。



新しくなったホームページ

烏川流域森林組合

検索

烏川流域森林組合と入力しクリック、新しいホームページをご覧ください。



10年後にはさらに大きく育つ

森林組合系統運動方針

JForest

鳥川流域森林組合ビジョン2030

を策定

森林組合系統※では、5年ごとに統一目標や各組織の取組からなる運動方針を策定し、さまざまな事業を展開してきました。

組合では新たな運動方針の策定にあたり、昨年秋から職員全員による検討会を重ね原案を作成し、本年6月23日の総代会でご承認をいただきました。

これまで5年ごとに運動方針を策定していましたが、今回はSDGsの目標年である2030年における組合の夢・目指す姿を定め、その達成のために5年間の取り組むべき事項を記載しています。

ここでは、運動方針の概要をお知らせします。

※ 全国で149万人の組合員（森林所有者）、613の森林組合、道府県森林組合連合会、全国森林組合連合会の系統組織を「森林組合系統」といいます。

1. 全国統一の目標

- ① 組合員サービスの向上
- ② 働く人の所得向上・就業環境改善
- ③ 事業拡大・効率化による経営の安定

2. 運動期間

令和12年度末までの10年間

3. ダイナミックな組織・事業再編の検討

今後の林産事業量の増などに備えるためには、経営基盤の強化、運営の効率化には合併や連携も有効な選択肢となる。ただし、細やかな組合員サービス提供のための適正規模の視点も不可欠。県・県森連等の主導で協議を進める必要がある。

取組内容

1 県・市と連携した地域森林管理体制の確立

- (1) 地域の森林管理方針の協議…地域森林の長期管理方針について、高崎市に提言・協議を行う
- (2) 森林環境譲与税の有効活用…使途について森林所有者の代表としての提言・要請を行うとともに、実施事業への協力を進める
- (3) 森林経営管理制度の推進…制度の円滑な推進に向けての高崎市への積極的な支援、及び経営管理権の取得を進める

2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

- (1)森林の適切な整備と災害対応…間伐等の森林整備を進め、災害時には行政等と連携し復旧、被害調査等に貢献する
- (2)低コスト・循環型林業の確立…作業道等の道路整備を基に、ICTによるコスト低減、効率的な森林施業法を検討し、山元立木価格の上昇を目指す
- (3)原木共同販売体制の構築と事業連携の推進…販売事業のデジタル化、素材生産における近隣組合との情報共有の推進と事業連携、林業事業者との連携を強化する

3：高度人材の確保・育成

- (1)職員の新規採用と人材育成…未経験者、異業種からの採用も進め、やりがいを持ち能力の発揮できる組織体制を構築する
- (2)森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成…積極的に育成し、職員のモチベーション向上、組合の収益力強化につなげる
- (3)現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅…労働災害撲滅、労働負荷の軽減、待遇改善等を通じて働きがいのある職場づくり、定着率の向上を目指す

4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

- (1)組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応…組合員ニーズを汲み上げた事業展開の推進及び若年層、女性組合員の拡大。多様な年齢、女性役員の就任による組合経営の活性化を目指す
- (2)森林組合経営の強化・健全化…販売事業の強化による経営の一層の健全化と働きやすく、オープンで風通しの良い組織風土を醸成する
- (3)コンプライアンス態勢の強化…内部統制の強化に向け、内部監査の導入、専門家監事の登用、通報体制の整備などを進める

5：国民生活及びSDGsへの貢献

- (1)SDGs宣言の実施…昨年策定した「SDGsの手法を用いた持続的戦略」の取組を基に、組合の認知度向上、社会的意義への理解を深める
- (2)異業種との連携…農協、商工会等との交流・連携を積極的に進める

目標設定

項目	年度	令和2年度（現状）	令和7年度	令和12年度
新植面積		4ha	10ha	20ha
間伐面積	切捨	124ha	100ha	100ha
	利用	120ha	120ha	120ha
主伐面積		0.1ha	10ha	20ha
林産事業量	主伐	861m ³	5,000m ³	10,000m ³
	間伐	8,652m ³	10,000m ³	10,000m ³

森の頼れる力持ち

フォワーダーU-4を購入



青い塗装の精悍なボディが特徴

間伐や皆伐によって生産された木材は、どのように山から運び出すでしょうか。かつては馬

による「馬搬」、木製の軌道を使う「木馬」などが使われていました。現在では伐採する山に作業道を開け、伐採現場から大型トラックの入る山土場までフォワーダー（運材車）を使うのが主流になっていきます。

このフォワーダー、急傾斜地に対応するためクローラ（キャタピラ）を履き、木材をつかんで荷台へ積み込むためのグラップルローダーが付いています。

組合では、これまで使っていたフォワーダーが古くなり、故障の頻度が増えたため、国や高崎市の補助を受け、新しいフォワーダーを導入しました。

導入したフォワーダーはイワフジ製の「U-4 DGW」という機種。3.8tのディーゼルエンジンを備え、一度に4.5tの木材を積載することができる優れものです。



山積みされた素材を背に戦略を描く

販売事業の強化に向け 実践的能力理事 を選任

組合員が所有する森林で生産された素材をいかに有利に販売できるかは、利用間伐や皆伐などの事業量が大きくなる中、森林組合に課せられた大きな使命になっていきます。

この販売事業を強化していくため、令和三年四月に改正された森林組合法では、販売事業等に精通した人を「実践的能力理事」として各組合に一名以上置

くことが義務付けられました。本組合では、令和四年二月の理事会で、長年にわたり木材共販業務に携わってきた経歴をもつ中島良晴理事を選任しました。

【ある日の実践的 能力理事の活動】

この日は、前橋市の群馬県森林組合連合会前橋共販所の共販日。開場とともに、理事の姿が会場にありました。共販所の土場には、入札にかけられる素材が県内から集められ、それぞれ山になっています。

理事は、それらの山をじっくり観察し、落札額を確認。入札終了後、売主、買主双方に、今後の出荷や価格動向、買った丸太の用途など、さまざまな情報を収集します。

その日のうちに、入札結果や質問に対する回答を基に、今後の動向に関するレポートをまとめ上げました。新たな視点で書かれたレポートは組合に提出され、全職員が目を通し、有利な価格での販売のための貴重な資料として活用されます。

チェーンソーは 刃が命

組合員のための チェーンソーの目立て講習会を開催



目立ての技を職員と共に学びます

令和三年十一月六日(土)、本組合事務所前庭を会場に、組合員のためのチェーンソーの目立て講習会を開催しました。

講習は本組合の森林整備課職員が講師となり、参加した組合員に目立ての方法をマンツーマンで指導するというもの。

チェーンソーの切れ味は作業効率や安全に直結するため、林業のプロにとっては毎日の目立ては欠かせない作業、むしろ習慣です。しかし、たまに使う人にとっては、目立ては面倒で、あまり必要性を感じない作業なかもしれません。

参加者の中には、チェーンソーを購入してから目立てをしたことがない、目立ての方法を知らないという人もいました。しかし、講習が終わり、目立ての完了したチェーンソーで木材の試し切りをすると、あまりの切れ味の良さに「もっと早くに習っておくべきだった」との声も聞かれました。

機械のもつ本来の性能をいかになく発揮させるためには、日々のメンテナンスが欠かせません。



正確無比な伐倒技術に定評あり

令和四年五月二十日、永年にわたり携わっている分野で公共福祉のために尽力してきた人を表彰する「群馬県総合表彰」が行われ、本組合森林整備の曾根守課長が、林業部門で表彰されました。

曾根課長は平成七年に旧倉渕森林組合に入職、以来二十七年

間にわたり現場業務一筋で技術を磨き、特にチェーンソーによる伐倒では他の追随を許さない卓越した技術をもっています。

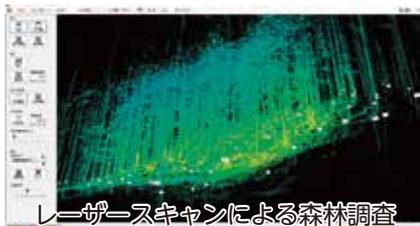
平成二十三年には総班長、令和元年には森林整備課長となり、技術の承継、後進の指導にも力を発揮しています。

間伐施業から皆伐・再造林施業へ

〜工程分析調査業務の取り組み〜

近年、全国的に人工林の高齢化が進んでおり、これを一旦全て伐採して植林し更新する作業（皆伐・再造林作業）の必要性が叫ばれています。しかしながら、木材の価格に比べて造林や下刈のコストがかかってしまうことや、野生動物による苗木の食害により、思うように進んでいないのが現状です。

そこで、群馬県では皆伐・再造林に関連する省力化・低コスト化・森林調査等のデジタル化につながる企画提案・事業実施を支援する「工程分析調査業務」を設立しました。組合ではこの事業を活用して



レーザー스キャンによる森林調査



施業地全景（ドローンからの空撮）



木材の搬出



獣害防止ネットの設置

倉渕町権田地内に約1haの皆伐施業地を設定し、地上レーザー機器によって林内の立木本数や材積の把握を行い、ロングリーチハーベスタなどの高性能林業機械などで伐採・搬出作業を実施しました。伐採後は周囲の立木と市販のネット等の資材を利用した獣害防止柵で施業地全体を囲み、全体的に従来と比べて効率的に低コストで施業することができました。

今後は改良を加え更に充実した施業内容となるよう努力し、皆伐・再造林を推進していきたいと考えています。

組合のテントは大にぎわい



高崎市農業まつりに出展



「木って、いろんなものが作れるんだね」

令和三年十一月二十日（土）、二十一日（日）の両日、高松町の「もてなし広場」を会場に、第三十四回高崎まつりが開催されました。

高崎の自然の恵みに感謝し、「食」の大切さを考える契機とするためのまつりですが、林業界からは本組合が唯一の出展者となりました。

職員がこの日のためにと材料を準備して臨んだ「子ども向けの木工クラブづくり」は、長い行列ができるほどの人気となりました。

また、ヒノキの間伐材を利用してつくったスウェーデントーチや丸太の輪切りの販売も、アウトドアブームの中、順調に売り上げを伸ばすことができました。

コロナ禍のために二年ぶりの開催となったこのまつり、大勢の市民に森林組合の存在やその業務をアピールする良い機会になりました。

多くの車が行き交う県道高崎駒形線の北側、利根川を挟んで対岸は前橋市という萩原町の住宅地の一角に、「萩原の大笠マツ」があります。

マツの樹齢は四五〇年以上、樹高は七メートルとあまり高くありませんが、東西二〇・五メ

◆前橋藩主から拝領した鉢植えが大きく成長

連載

烏川流域の巨樹・巨木 Vol.3

萩原の大笠マツ

～母屋を三度も動かした～

巨樹・巨木は、その地域の歴史とともに歩み、文化を育んできた地域の宝です。組合の管内にも多くの巨樹・巨木があります。管内の木々を皆さんに紹介します。



見事な枝張りのマツと3回移動した母屋

トトル、南北十八メートルにもわたる枝張りをもっています。

所有者である八木家が前橋藩主の酒井家から鉢植えのマツを拝領したのは、江戸時代前期のこと。それを庭に移植した後、大きく成長し、枝が母屋に迫ったため、これまでに母屋を三回曳家移動しています。

昭和三十年には群馬県天然記念物に、また昭和五十八年には「日本の名松100選」に選ばれています。

木曾ヒノキ、吉野スギなど、全国には林業にかける労力、気候条件などにより、歴史を重ねてきた木材のブランドがあります。

一方、森林認証制度は、環境への配慮という視点で森林を評価し、ブランド化につなげていくこととするものです。

この森林認証制度、世界ですでに多くの国で普及していますが、わが国では残念ながらあまり浸透していません。その中であって群馬県は、全国的に見ると認証が遅れている状況にあります。



今回は、この「森林認証制度」についてご紹介します。

◎「環境に配慮」により、他との差別化を図る

森林認証制度は、第三者機関が環境への配慮状況などの基準で森林を審査し、適正に管理されているかどうかをチェックするもの。審査を通過し認証されると、この森林から生産された木材や、それを利用してつくられた木製品にFSC、SGECなどの認証マークを付けて流通させることができます。

消費者が、これを「環境に配慮された森林で生産されたもの」と、他と差別化し購入することにより、付加価値を高めることができるというものです。

◎組合での取り組み

昨年度に策定した「SDGsへの取組戦略」、また今年の総代会で承認いただいた「森林組合系統運動」で計画したとおり、認証取得に向けて準備を進めています。

森林組合からのお知らせ

苗木の注文を承ります

スギ、ヒノキ、カラマツ、コナラ等の苗木の注文を承ります。来春に植栽を予定している方は、お早めにご連絡ください。ご連絡をいただいた方に、苗木価格が決まり次第、注文用紙を送付いたします（二月頃予定）。

なお、樹種によっては品薄のためご希望に沿えない場合もあります。

◆木竹粉砕機(チップパー)と薪割り機の貸出しについて

木竹粉砕機(チップパー)と薪割り機の貸出し(有料)を行っております。

貸出しの詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

※営利目的の事業には利用できません。

※木竹粉砕機(チップパー)の貸出しは、高崎市から委託を受け行っております。

※詳細はホームページにも掲載しています。

目立て講習会開催のお知らせ

チェンソーや刈払機のご使用にあたり、刃の目立ては安全面と作業効率面で大変重要です。

今回、組合員様向けの目立て講習会を開催します。日常メンテナンス方法等もお問い合わせいただけます。普段お使いの機械をご持参のうえ、どうぞお気軽にご参加ください。

【日時】※雨天決行
令和四年十一月十二日(土)

午前八時三〇分から正午まで

【場所】

烏川流域森林組合の倉庫前
(本組合事務所の裏手)

【講師】

本組合の森林整備課職員

【持ち物】

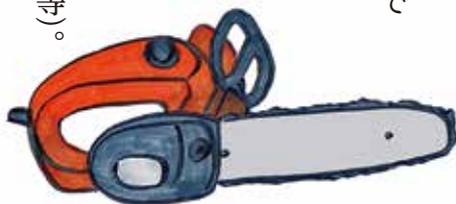
チェンソー・刈払機。工具
(丸ヤスリ、プラグレンチ等)。

【服装】

作業のできる服、靴。手袋。
お持ちの方は防塵眼鏡。

【その他】

・目立て道具等の販売・注文も行います。
・感染症対策のため、マスク着用、健康状態チェック等にご協力をお願いします。



◆組合員資格の

変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員情報(名義、住所、所有森林面積など)の変更が生じた場合は、森林組合への届け出が必要となります。

届出手続きの詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請

手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。

また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。※詳細は、森林組合にご相談ください。

●購買品のご案内

刈払機用チップソー、ナタ、ノコ、熊ベルのほか各種林業資材を扱っています。
お気軽にお問い合わせください。

皆様の大切な森林を守ります
烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305
(URL) <http://karasu-mori.jp>

組合員アンケートにご協力ください

組合では、事業や組合員サービスの拡充を目的にアンケートを実施します。アンケート用紙を郵送しますので、ご協力ください。